

# 倉庫寄託約款

## 目次

第1章 総則（第1条～第6条）  
第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫（第7条～第12条）  
第3章 証書及び通帳（第13条）  
第4章 受寄物の保管（第14条～第20条）  
第5章 受寄物の出庫（第21条～第24条）  
第6章 引取のない受寄物の処置（第25条～第28条）  
第7章 受寄物の損害保険（第29条～第33条）  
第8章 受寄物の損害賠償（第34条～第43条）  
第9章 保管料、荷役料、手数料等（第44条～第47条）

特約条項（第1条～第10条）

## 第1章 総則

第1条（本約款の適用）  
当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。  
2.この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

## 第2条（営業時間及び休業日）

当会社の営業時間は、午前9時0分から午後5時30分までとする。  
2.当会社の休業日は、国民の祝日、土曜日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。  
3.前2項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。

## 第3条（庫入・庫出その他の作業）

貨物の庫入り及び庫出その他の作業は、すべて当会社が行なう。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りではない。

## 第4条（書面による意思表示）

当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。

## 第5条（通知・催告）

寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
2.当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第97条の2に定める方法により行なうことができる。

## 第6条（業務上受領する金銭の利息）

当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息をつけない。

## 第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫

第7条（寄託引受の制限）  
当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。  
1.当該寄託の申込がこの約款によらないとき。  
2.当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。  
3.当該貨物の保管に適する設備がないとき。  
4.当該貨物の保管に特に特別の負担を求められたとき。  
5.当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。  
6.その他やむを得ない事由があるとき。

## 第8条（寄託申込書）

寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。  
1.貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号。  
2.寄託者の住所及び氏名又は名称  
3.保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨  
4.荷役料の寄託申込時の価格  
5.貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときはその旨  
6.その他必要事項  
2.当会社が寄託申込前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じるものとみなす。  
3.当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害について責任を負わない。

## 第9条（寄託価額）

受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めたときは、当会社は、貨物の引渡を受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

## 第10条（貨物の引渡）

当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならぬ。  
2.当会社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。

## 第11条（寄託引受の取消及び寄託契約の解除）

当会社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは承諾を取り消し又は契約を解除することができる。  
1.第7条各号の1に該当することが明らかになったとき。  
2.前条第1項による貨物の引渡しがなされなかったとき。  
3.当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。  
4.寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。  
2.寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。  
3.当会社は、第1項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。  
4.当会社は、第2項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

## 第12条（受寄物の検査）

当会社は、入庫に当たり又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、受託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めるいとまないときは、この限りではない。

## 第3章 証書及び通帳

### 第13条（証書又は通帳の交付）

当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、貨物保管証書（以下「証書」という）又は保管貨物通帳（以下「通帳」という）を交付することができる。

2.前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。

## 第4章 受寄物の保管

### 第14条（保管方法）

当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。  
2.当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

### 第15条（再寄託）

当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

### 第16条（混合保管）

当会社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができます。  
2.当会社は、1人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。  
3.前項の規定は、寄託者の1人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

### 第17条（保管期間）

受寄物の保管期間は、3ヶ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。  
2.前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。  
3.第1項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

### 第18条（寄託価額の変更）

寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があったときは遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。  
2.当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

### 第19条（保管不適貨物の処置）

当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならない。  
1.受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。  
2.受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。  
3.その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。  
2.寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は催告をするとまがないうとき、当会社は受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。  
3.前2項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

### 第20条（見本の提出、寄託物の点検、保存）

寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。  
2.見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損した場合は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、必要な書類にその旨を記載する。  
3.見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

### 第5章 受寄物の出庫

### 第21条（出庫手続）

証書により受寄物を出庫しようとする者は、証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。  
2.証書の発行でない受寄物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当会社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。  
3.当会社は、寄託者が受寄物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に因り、その第三者と前2項の規定と異なる特約をすることができる。

### 第22条（出庫の拒絶）

当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことがある。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。  
2.前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

### 第23条（一部の出庫の拒絶）

当会社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

### 第24条（出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止）

寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならぬ。  
2.当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

## 第6章 引取のない受寄物の処理

### 第25条（引取の請求）

当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受託物の引取を請求することができる。  
2.前項の請求は、一定の日までに引取がなされないとときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

## 第26条（供託）

寄託者が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき又は当会社の過失なくして寄託者を確知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。

2.前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときはこの限りでない。

### 第27条（競売）

当会社は、前条第1項の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取したにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。

2.前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

### 第28条（任意売却）

当会社は、第26条第1項の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができます。この場合には当会社は知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

（1）受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。  
（2）受寄物が毀損するおそれがあるとき。

2.当会社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

## 第7章 受寄物の損害保険

### 第29条（火災保険の付保）

当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために受寄物を当会社が適切とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再委託した受寄物については、その再委託を受けた倉庫業者がその適切とする保険者の火災保険に付けるものとする。

2.受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当会社（再委託をした受寄物については、その再委託を受けた倉庫業者をいつ。以下第31条まで同じ）と保険者との特約による。

3.当会社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。

### 第30条（火災保険金額及び一部出庫による減額）

当会社が前条第1項により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。

2.火災保険に付いた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

### 第31条（損害填補額の決定）

寄託者は、受寄物が罹災した場合に、罹災当時の価格及び損害の程度並びに損害填補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの額について当会社の承認を得なければならない。

2.前項の決定をするにあたって、寄託者に異議があつて保険者と協議が整わないので、当会社は、保険者と協議決定することができる。

### 第32条（火災保険金の支払手続）

寄託者は、当会社を経由して火災保険金の支払を受けなければならない。

### 第33条（告知義務違反等による損害の負担）

寄託者が火災保険契約の効力に因る影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。

## 第8章 受寄物の損害賠償

### 第34条（責任の始期及び終期）

当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。

2.当会社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任は負わない。

### 第35条（賠償事由及び訴訟責任）

寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

2.前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

### 第36条（再寄託物の責任）

当会社は、第15条により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関する責任を負う。